

<h1>静岡市報</h1>	No. 52
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
発行日 毎月1日・随時	

目 次

規 則

- 静岡市終活支援優良事業者に関する認証基準の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

規 則

静岡市規則第52号

静岡市終活支援優良事業者に関する認証基準の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和5年7月25日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市終活支援優良事業者に関する認証基準の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、終活支援（事理を弁識する能力を有するときに本人が行う医療、介護、死後の葬儀等に関する事務の準備に対する支援をいう。以下同じ。）について、静岡市終活支援優良事業者に関する認証基準の策定に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 終活支援優良事業者の認証基準について調査審議すること。
- (2) 終活支援優良事業者の認証基準に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、終活支援に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市規則第53号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年8月7日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 共通専決事項（1）一般に関する事項の表を次のように改める。

（1）一般に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長等共通	局次長等共通	課長等共通	室長等共通（室長等を置かない課がないにあつては、課長等共通）
1 事務事業の方針の決定に関する事 すること。		重要なもの	○			
2 方針の確定している事務事業の企画及び計画に関する事 こと。			重要なもの	○	軽易なもの	
3 事務事業の実施に関する事 こと。					○	
4 訓令及び通達を発すること。			重要なもの	○		
5 告示、公告及び公表を発すること。				重要なもの	○	
6 許可、認可、承認、免許等				重要なもの	○	

の行政処分を行うこと。			の		
7 法令又は条例の改正又は廃止に伴い、当然必要とされる規則中の当該法令又は条例の題名、条項又は用語を引用する規定の整理その他の形式的な変更のための規則の改正を行うこと。	○				
8 要綱、要領等の制定及び改廃をすること。		重要なもの	○	軽易なもの	
9 訴訟代理人及び指定代理人の選任に関すること。	○				
10 聴聞の主宰者を決定すること。			○		
11 市政に対する市民の要望事項の処理をすること。	重要なもの	局内で完結する重要なもの	○	軽易なもの	
12 公簿の閲覧を許可すること。					○
13 公簿によらない証明を行うこと。				○	
14 公簿による証明を行うこと。					○
15 各種団体等が行う行事の共催、後援、協賛等を決定し、市名又は市章の使用を許可すること。				○	
16 請願、陳情又は要望を行うこと。	重要なもの	○			
17 届出の処理に関すること。			重要なもの	○	軽易なもの

			の	○	の
18 申請、届出、回答、調査、照会、報告、通知等を行うこと。				○	軽易なもの
19 国、県及び各種団体への被表彰者を推薦すること。	重要なもの	局内で完結する重要なもの	○	軽易なもの	
20 附属機関等及び関係機関への諮問事項を決定すること。		重要なもの	○	軽易なもの	
21 附属機関等の運営に関すること。				○	
22 進達及び副申を行うこと。				○	軽易なもの
23 勤務日誌等を確認すること。					○
24 所管業務に係る資料の収集及び調査研究をすること。					○
25 所管する台帳に関すること。				○	軽易なもの
26 公文書の公開又は保有個人情報の開示等の可否の決定をすること。			重要なもの	○	
27 基準がある施設の休館日又は開館時間の変更に関すること。		○			
28 施設の運営及び管理に関すること。				○	
29 寄贈図書類を受納すること。					○
30 願、届出等について関係者					○

	の呼出通知をすること。					
31	書類の不備を補正させるため書類を送付すること。					○
32	工事の施行に関すること。		重要なもの	○	軽易なもの	
33	法第180条第1項の規定による専決処分に関すること。 条例の改正、変更契約の締結並びに訴えの提起、和解及び調停に関すること（損害賠償の額を定めることに伴う和解及び調停に関することを除く。）。 損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。	○				
	交通事故による場合	2,000万円以上	2,000万円未満			
	交通事故以外による場合		○			
34	法第180条第2項の規定による専決処分の報告に関すること。	○				

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

6	市内の出張を命令し、又は復命を受けること。		局長等、危機管理監、統括監、局理事及び理	局次長等、部長等、担当部長、健康長寿推進	課長等及び担当課長その他の所属職員
---	-----------------------	--	----------------------	----------------------	-------------------

		事（局長等を上司とする理事に限る。）	監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与		を
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	局長等	危機管理監、統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員	

「

6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長	局長等、危機管理監、統括監、局理事及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	局次長等、部長等、担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与	課長等及び担当課長その他の所属職員	に
-------------------------	-----	----------------------------------------	-------------------------------------------------------	-------------------	---

7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	副市長（内国旅行に限る。）及び局長等	危機管理監、統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
--------------------------------	--------------------	---------------------------------------------	--------------------------------------------------	--------------

改める。

別表第1 共通専決事項（3）財務に関する事項イ支出に関する事項の表中

12	委託料	工事又は製造の請負に該当するもの	3億円未満(変更設計を含む。)	1億5,000万円未満(変更設計を含む。)	1億2,000万円未満(変更設計を含む。)	5,000万円未満(変更設計を含む。)	1億5,000万円以上(変更設計を含む。)				1億5,000万円以上の契約(変更設計を含む。)
		その他		1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	5,000万円未満					

を

「

12	委託料	工事又は製造の請負に該当するもの（議会の議決に付すべきものを除く。）	1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	1億2,000万円未満	5,000万円未満	1億5,000万円以上				1億5,000万円以上の契約（変更設計を含む。）
		その他		1億5,000万円以上	1億5,000万円未満	5,000万円未満					

に、

「

14	工事請負費		3億円未満	1億5,000万円未満	1億2,000万円未満	5,000万円未満	1億5,000万円以上				1億5,000万円以上の契約（変更設計を含む。）
----	-------	--	-------	-------------	-------------	-----------	-------------	--	--	--	--------------------------

を

「

14	工事請負費(議)	1億	1億	1億	5,000	1億				1億
----	----------	----	----	----	-------	----	--	--	--	----

会の議決に付すべきものを除く。)	5,000万円以上 (変更設計を含む。)	5,000万円未満 (変更設計を含む。)	2,000万円未満 (変更設計を含む。)	万円未満 (変更設計を含む。)	5,000万円以上 (変更設計を含む。)				5,000万円以上の契約(変更設計を含む。)
------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	--------------------	-------------------------	--	--	--	------------------------

に、

17	備品購入費			8,000万円未満	3,000万円未満	8,000万円以上				8,000万円以上
----	-------	--	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	-----------

を

17	備品購入費(議会の議決に付すべきものを除く。)	8,000万円以上		8,000万円未満	3,000万円未満	8,000万円以上				8,000万円以上
----	-------------------------	-----------	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	-----------

に

改める。

別表第1 共通専決事項 (3) 財務に関する事項ウその他に関する事項の表中

17	債権の申出、徴収停止、履行期限の延長及び繰上げ並びに債権の免除に関する事。			○						
----	---------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--

	ること。			以上	未満					
21	指定管理者が定める利用料金の設定及び変更に係る承認に関すること。		○					○		

」

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項広報課に関する事項の前に次のように加える。

秘書課に関する事項

専決事項	専決者	副市長	局長	局次長	市長公室長	課長
1 被表彰者の決定に関すること。		○				

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項人事課に関する事項の表1の項中「課長に準ずる者」の次に「以上」を加える。

附 則

この規則は、令和5年8月10日から施行する。